

# 宿泊約款

## (適用範囲)

### 第1条

1. 当社が宿泊客との間で締結する宿泊契約及びこれに関連する契約は、この約款の定めるところによるものとし、この約款に定めのない事項については、法令又は一般に確立された慣習によるものとします。
2. 当社が、法令及び慣習に反しない範囲で特約に応じたときは、前項の規定にかかわらず、その特約が優先するものとします。

## (宿泊契約の申込み)

### 第2条

1. 当社に宿泊契約の申込みをしようとする者は、次の事項を当館に申し出ていただきます。
  - (1) 宿泊者名および電話番号(又は携帯電話番号)
  - (2) 宿泊日及び到着予定時刻
  - (3) 宿泊料金(原則として別表第1の室料による)
  - (4) その他当館が必要と認める事項
2. 宿泊客が、宿泊中に前項第2号の宿泊日を超えて宿泊の継続を申し入れた場合、当社は、その申し出がなされた時点で新たな宿泊契約の申し込みがあったものとして処理します。

## (宿泊契約の成立等)

### 第3条

1. 宿泊契約は、当社が前条の申し込みを承諾したときに成立するものとします。ただし、当社が承諾をしなかったことを証明したときは、この限りではありません。
2. 前項の規定により宿泊契約が成立したときは、宿泊期間の基本宿泊料合計額の50%を限度として当社が定める申込金を、当社が指定する日までに、お支払いいただきます。
3. 申込金は、まず、宿泊客が最終的に支払うべき宿泊料金に充当し、第6条及び第18条の規定を適用する事態が生じたときは、違約金に次いで賠償金の順序で充当し、残額があれば、第12条の規定による料金の支払いの際に返還します。
4. 第2項の申込金を同項の規定により当社が指定した日までにお支払いいただけない場合は、宿泊契約は指定した日の翌日時点においてお客様の責により解除されるものとします。ただし、申込金の支払期日を指定するに当たり、当社がその旨を宿泊客に告知した場合に限ります。

## (申込金の支払いを要しないこととする特約)

### 第4条

1. 前条第2項の規定にかかわらず、当社は、契約の成立後同項の申込金の支払いを要しないこととする特約に応じることがあります。
2. 宿泊契約の申し込みを承諾するに当たり、当社が前条第2項の申込金の支払いを求めなかった場合及び当該申込金の支払期日を指定しなかった場合は、前項の特約に応じたものとして取り扱います。

## (宿泊契約締結の拒否)

### 第5条

1. 当社は、次に掲げる場合において、宿泊契約の締結に応じないことがあります。
  - 1) 宿泊の申し込みが、この約款によらないとき。
  - 2) 満室により客室の余裕がないとき。
  - 3) 宿泊しようとする者が、宿泊に関し、法令の規定、公の秩序若しくは善良の風俗に反する行為をするおそれがあると認められるとき。
  - 4) 宿泊しようとする者が、次のイからハに該当すると認められるとき。
    - イ) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団(以下「暴力団」という。)、同条第2条第6号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という)またはその関係者その他の反社会的勢力であるとき
    - ロ) 暴力団又は暴力団員が事業活動を支配する法人その他の団体であるとき
    - ハ) 法人でその役員のうちに暴力団員に該当する者があるもの
  - 5) 宿泊しようとする者が、他の宿泊客に著しい迷惑を及ぼす言動をしたとき。
  - 6) 宿泊しようとする者が、伝染病者であると明らかに認められるとき。
  - 7) 宿泊に関し暴力的要求行為が行われ、又は合理的な範囲を超える負担を求められたとき。
  - 8) 天災、施設の故障、その他やむを得ない事由により宿泊させることができないとき。

## (宿泊客の契約解除権)

### 第6条

1. 宿泊客は、当社に申し出て、宿泊契約を解除することができます。
2. 当社は、宿泊客がその責めに帰すべき事由により宿泊契約の全部又は一部を解除した場合(第3条第2項の規定により当社が申込金の支払期日を指定してその支払いを求めた場合であって、その支払いより前に宿泊客が宿泊契約を解除したときを除きます。)は、別表第2に掲げるところにより、違約金を申し受けます。ただし、当社が第4条第1項の特約に応じた場合にあつては、その特約に応じるに当たって、宿泊客が宿泊契約を解除したときの違約金支払義務について、当社が宿泊客に告知したときに限ります。
3. 当社は、宿泊客が連絡をしないで宿泊日当日の午後8時(到着予定時刻が明示されている場合は、その時刻を時間経過した時刻)になっても到着しないときは、その宿泊契約は宿泊客により解除されたものとみなし処理することがあります。

## (当館の契約解除権)

### 第7条

1. 当社は、次に掲げる場合においては、宿泊契約を解除することがあります。
  - 1) 宿泊客が宿泊に関し、法令の規定、公の秩序若しくは善良の風俗に反する行為をするおそれがあると認められるとき、又は同行為をしたと認められるとき。
  - 2) 宿泊客が次のイからハに該当すると認められるとき。
    - イ) 暴力団、暴力団員、暴力団準構成員又は暴力団関係者その他の反社会的勢力
    - ロ) 暴力団又は暴力団員が事業活動を支配する法人その他の団体であるとき
    - ハ) 法人でその役員のうちに暴力団員に該当する者があるもの

の所有者が判明したときは、当社は、当該所有者に連絡をするとともにその指示を求めるものとします。ただし、所有者の指示がない場合又は所有者が判明しないときは、発見日を含め7日間保管し、その後最寄りの警察署に届けます。

3. 前2項の場合における宿泊客の手荷物又は携帯品の保管についての当社の責任は、第1項の場合にあっては前条第1項の規定に、前項の場合にあっては同条第2項の規定に準じるものとします。

### **(駐車の責任)**

#### 第17条

宿泊客が当社の駐車場をご利用になる場合、車両のキーの寄託の如何にかかわらず、当社は場所をお貸しするものであって、車両の管理責任まで負うものではありません。ただし、駐車場の管理に当たり、当社の故意又は過失によって損害を与えたときは、その賠償の責めに任じます。

### **(宿泊客の責任)**

#### 第18条

宿泊客の故意又は過失により当社が損害を被ったときは、当該宿泊客は当社に対し、その損害を賠償していただきます。

### **(館内の物品)**

#### 第19条

当社が宿泊客に、その滞在期間中に提供または貸与する館内全ての備品類は、別途記載の無い限り当社の所有物であり、これらを館内から持ち出すことは固くお断りいたします。これらの備品が館内から持ち出された場合は、警察に通報の上、関係機関と協議し対処いたします。

### **(免責事項)**

#### 第20条

当館内からのコンピューター通信のご利用にあたっては、お客様ご自身の責任にて行うものとします。コンピューター通信のご利用中にシステム障害その他理由によりサービスが中断し、その結果お客様がいかなる損害を受けた場合においても、当社は一切の責任を負いません。又、コンピューター通信のご利用に当社が不適切と判断した行為により、当社および第三者に損害が生じた場合、その損害を賠償していただきます。

### **(支配する言語)**

#### 第21条

この約款は日本語および他の言語で作成されていますが、日本文とその他の言語の文の間に不一致又は相違があるときは、すべて日本文に拠るものとします。

別表第1 宿泊料金などの内訳(第2条第1項及び第12条第1項関係)

		内訳
宿泊客が払うべき 総額	宿泊料金	室料
	追加料金	・飲食料金 ・その他の利用料金
	税金	消費税

備考:室料は、フロントに掲示する料金表によります。

別表第2 違約金(第6条第2項関係)

宿泊契約の解除日	不泊	当日	前日	7日前から 2日前まで	8日前 以前
違約金比率	100%	100%	50%	30%	0%

(注)

1. %は、別表1の宿泊料金に対する比率です。
2. 契約日数が短縮した場合は、その短縮日数にかかわらず、1日分(初日)の違約金を申し受けます。